

平成 26 年度 加東市地域防災計画及び水防計画修正(案)の概要

1 総論

東日本大震災を受けて、平成 25 年 6 月に「災害対策基本法」が改正された。

更に平成25 年11 月には、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正されたことを受け、これらを踏まえて、加東市地域防災計画（震災対策編及び風水害等対策編）を修正する。

また、当市において、平成26年2月に新庁舎が完成し、分庁方式（社、滝野、東条庁舎）で運営していた各庁舎を統合したことに伴い、加東市水防計画内の水防対策本部組織等を修正する。

※法改正のポイント

1) 災害対策基本法の改正（H25. 6）

- ・指定避難所の指定
- ・指定緊急避難場所の指定
- ・安否情報の提供等
- ・罹災証明書の交付
- ・被災者台帳の作成
- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・地区防災計画の位置付け

2) 消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律の制定

3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

- ・東南海・南海地震から南海トラフ地震へと名称が変更。

2 各論

主な修正内容は以下のとおり。（新旧対照表内の修正理由欄の青文字箇所のみ）

資料 2 震災対策編

①東南海・南海地震から南海トラフ地震への名称変更及び被害想定見直し・・・P4

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正（H25. 11）を受け、本計画における東南海・南海地震の名称について、「南海トラフ地震」に変更。

また、兵庫県の南海トラフ地震被害想定の見直し（H26. 6）に伴い、当市における当該被害想定数の変更。

②指定緊急避難場所の指定（法第 49 条の 4 新設）・・・P5

指定避難所と区別して、災害の危険が逼迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、洪水、津波等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することを記載。

③指定避難所の指定（法第 49 条の 7 新設）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

被災者が一定期間滞在する場として、指定基準に沿って、学校や公民館等の公共施設等を指定避難所として指定することを記載。

④避難行動要支援者名簿の作成（法第 49 条の 10～13 新設）・・・・・・・・・・P8

市が避難行動要支援者名簿を作成しなければならない事項の記載及び、当該名簿情報の漏えい防止措置を講じる事項等の記載。

⑤地区防災計画（法第 42 条第 3 項、42 条の 2 新設）・・・・・・・・・・P10

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定めることができることを記載。

⑥消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律の制定を踏まえた見直し・・・・・・・・P10

法の成立を受け、「第 3 章 市民参加による地域防災力の向上」に、新たに第 4 節として「消防団の充実強化」の節を設け、消防団の役割や活動への支援内容などについて記載。

⑦安否情報の提供等（法第 86 条の 15 新設）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

被災者の安否に関する情報について住民等から照会があったときは、安否情報を回答することができることを記載。

⑧被災者台帳の作成（法第 90 条の 3 新設）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

市が、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとし、被災者の援護の効率的な実施を行うことの記載。

⑨罹災証明書の交付（法第 90 条の 2 新設）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市長が罹災証明書を遅延なく交付することを記載。

（その他軽微な修正）・・・修正理由欄黒文字

- ・兵庫県防災計画の修正に伴う該当項目修正
- ・加東市役所庁舎統合に伴う該当項目修正
- ・各組織名変更に伴う修正
- ・その他軽微な修正

資料3 風水害等対策編

- ①指定緊急避難場所の指定（法第49条の4新設）・・・・・・・・・・P5
指定避難所と区別して、災害の危険が逼迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、洪水、津波等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することを記載。（震災編と共通）
- ②指定避難所の指定（法第49条の7新設）・・・・・・・・・・P5
被災者が一定期間滞在する場として、指定基準に沿って、学校や公民館等の公共施設等を指定避難所として指定することを記載。（震災編と共通）
- ③避難行動要支援者名簿の作成（法第49条の10～13新設）・・・・・・・・・・P7
市が避難行動要支援者名簿を作成しなければならない事項の記載及び、当該名簿情報の漏えい防止措置を講じる事項等の記載。（震災編と共通）
- ④地区防災計画（法第42条第3項、42条の2新設）・・・・・・・・・・P9
各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定めることができることを記載。（震災編と共通）
- ⑤消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律の制定を踏まえた見直し・・・・・・・・P9
法の成立を受け、「第3章 市民参加による地域防災力の向上」に、新たに第4節として「消防団の充実強化」の節を設け、消防団の役割や活動への支援内容などについて記載。（震災編と共通）
- ⑥安否情報の提供等（法第86条の15新設）・・・・・・・・・・P15
被災者の安否に関する情報について住民等から照会があったときは、安否情報を回答することができることを記載。（震災編と共通）
- ⑦被災者台帳の作成（法第90条の3新設）・・・・・・・・・・P15
市が、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとし、被災者の援護の効率的な実施を行うことの記載。（震災編と共通）
- ⑧罹災証明書の交付（法第90条の2新設）・・・・・・・・・・P16
災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市長が罹災証明書を遅延なく交付することを記載。（震災編と共通）

(その他軽微な修正)・・・修正理由欄黒文字

- ・兵庫県防災計画の修正に伴う該当項目修正
- ・特別警報の新設による項目の追加
- ・加東市役所庁舎統合に伴う該当項目修正
- ・各組織名変更に伴う修正
- ・その他軽微な修正

資料4 水防計画

①平成26年2月に新庁舎が完成し、分庁方式（社、滝野、東条庁舎）で運営していた各庁舎を統合したことに伴い、水防対策本部組織等を修正。・・・・・・・・・・・・・・・・P1～P9

(その他軽微な修正)・・・修正理由欄黒文字

- ・特別警報の新設による項目の追加
- ・各組織名変更に伴う修正
- ・その他軽微な修正